

船舶インシデント調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年9月10日 14時30分ごろ
発生場所	北海道えりも町襟裳岬東南東方沖 襟裳岬灯台から真方位101° 17.8海里付近 （概位 北緯41° 52.0′ 東経143° 38.0′）
インシデントの概要	漁船第伍富丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年10月12日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第伍富丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	132868、金井漁業株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか13人が乗り組み、襟裳岬東南東方沖において、沖合底引き網漁の操業中、異音を生じるとともに煙突から白煙が噴出し、機関長が主機を停止した。</p> <p>本船は、機関長が、主機を点検したものの、白煙が噴出した原因が分からなかったため、主機の運転を断念し、僚船にえい航されて北海道釧路市釧路港に戻った。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関修理業者が主機等を点検したところ、機関室内に設置された燃料油セッティングタンク内のA重油に海水が混入しており、‘上甲板右舷側の同タンクの空気抜き配管’（以下「本件配管」という。）貫通部が腐食して破口を生じていることが認められた。</p> <p>A重油は、燃料油セッティングタンク内から燃料油清浄機に送られた後、燃料油サービスタンクに入って主機に供給されていた。</p> <p>本船は、燃料油セッティングタンクに設けたドレン弁を1か月に1回開放してドレン抜きを実施していた。</p> <p>機関長は、適宜、燃料油セッティングタンクのドレン抜きを行っていれば、その際に排出されるドレンの量からA重油に海水が混入していることを早期に発見できたと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、本件配管貫通部が腐食して破口を生じ、同破口から海水が

	<p>燃料油セツトリングタンク内に流入し、海水が混入したA重油が主機に供給されたことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、本件配管貫通部が腐食して破口を生じ、同破口から海水が燃料油セツトリングタンク内に流入し、海水が混入したA重油が主機に供給されたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上甲板にある空気抜き配管は、定期的に点検して腐食等の早期発見を行い、修理すること。 ・ 機関室内に設置した燃焼油サービスタンクは、定期的にドレンを排出し、ドレンの量及び状態を点検すること。